

❽ 組織運営の方針5：政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成20年3月策定、21年3月一部改訂）等に基づき、政策評価を着実に実施します。

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

財務省としては、様々な規制や制度のあり方等について、聖域なく、国民目線で検証するとの政府の方針の下、財務省改革プロジェクトチームで検討が進められている業務運営の在り方の抜本的見直しに関する提言等を踏まえつつ、施策の推進に努めます。

また、独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、政府全体の方針を踏まえ、財務省としても所管する法人について積極的に取り組んでいきます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

予算編成等の在り方の改革について（平成21年10月23日閣議決定）

独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）

規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）

平成23年度予算の概算要求組替え基準について（平成22年7月27日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-8：随意契約の見直し

施 策 組5-10：行政改革の推進

4. 平成22年度の事務運営の報告

(1) 政策評価の着実な実施

施 策 組5-1：「平成21年度政策評価書」の作成・公表

[平成22年度実施計画]

「政策評価に関する基本計画」及び「平成21年度政策評価実施計画」に基づき政策評価を実施し、「平成21年度政策評価書」を平成22年6月末を目途に作成・公表します。

作成・公表に当たっては、政策評価がPDCAサイクルの中で、より活用される仕組みとなるよう努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

[事務運営の報告]

「政策評価に関する基本計画」及び「平成21年度政策評価実施計画」に従って政策評価を実施し、「平成21年度政策評価書」を平成22年6月29日に作成・公表しました。

また、「政策評価に関する基本計画」に従って国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策の評価を実施し、「平成22年度租税特別措置等に係る政策の評価書」（2件）を平成22年9月1日に作成・公表しました。

○参考指標 組5-1：総合評価・事業評価の公表件数 (単位：件)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総合評価の公表件数	0	2	0	1	0
事業評価の公表件数	0	0	0	0	2

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

施 策 組5-2：「平成23年度政策評価実施計画」の策定・公表

[平成22年度実施計画]

「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成23年度政策評価実施計画」を平成23年3月末までに策定・公表します。策定・公表に当たっては、引き続き業績指標の増設により達成しようとする水準の数値化等を図り、評価の客観性の向上に努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

[事務運営の報告]

「政策評価に関する基本計画」に基づき、「平成23年度政策評価実施計画」を策定・公表しました（平成23年3月31日策定、同年4月20日公表）。平成23年度実績評価の実施計画の主な特徴は以下の通りです。

- ①「財政運営戦略」、「平成23年度税制改正大綱」、「新成長戦略」等を踏まえた総合目標等の見直し
- ②重点的に進める「政策の目標」のメリハリのある設定
- ③政策効果の定量的把握の向上（業績指標の増設、見直し）
- ④東日本大震災の対応について、実施計画「前文」に記載

また、「平成22年度政策評価実施計画」については、平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」等を踏まえ、変更を行いました。

○参考指標 組5-2：実績評価における「政策の目標」数・指標数 (単位：個)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
「政策の目標」数	39	38	38	39	39
指標数	452	464	473	497	500
業績指標	84	86	88	97	98
参考指標	368	378	384	400	402

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

(平成19年度～23年度政策評価実施計画：

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/index.htm

(注1) 各年度における政策評価実施計画の数を示している。

(注2) 平成19年度の「参考指標」は、名称変更前の「参考・モニタリング指標」の数を示している。

(注3) 平成22年度の指標数は改訂後の指標数であるため、「平成21年度評価書」の数値と異なっている。

これらの政策評価書や政策評価実施計画などの財務省の政策評価に関する情報は、財務省ホームページの政策評価の欄に掲載しています。

なお、政策評価に関するホームページへのアクセス件数は、以下のとおりです。

○参考指標 組5-3：政策評価に関するホームページへのアクセス件数 (単位：件)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アクセス件数	(29,312)	(26,754)	28,579 (25,401)	27,098	24,817

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

(注1) 財務省ホームページの政策評価トップページ

(http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/index.htm)へのアクセス件数。

(注2) 平成20年度のシステム変更に伴い、アクセス件数を集計するソフトウェアの変更が行われ、集計方法が変更されたことから、旧ソフトウェアによるアクセス件数を括弧書きで記載している。なお、平成20年度は新旧両方のソフトウェアでアクセス件数を集計するが、21年度以降は新ソフトウェアによる集計のみとなる。

施 策 組5-3：学識経験者等の知見の活用

[平成22年度実施計画]

毎年度の実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客觀性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（事務次官主催、座長：西室泰三 株式会社東芝相談役）等の意見を取り入れることにしています。

平成22年度も適時、同懇談会を開催し、委員の御意見等を財務省の政策評価や事務の改善に積極的に取り入れていきます。また、必要に応じ、外部研究機関等の活用にも努めます。

(注) 座長の役職については、平成22年度実施計画（平成22年3月策定）から平成23年6月現在のものへ修正しています。

[事務運営の報告]

平成22年度においては、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を2回開催し、「平成21年度政策評価書」、「平成22事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」、「平成21事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」等について、同懇談会メンバーから御意見をいただき、その反映に努めました。また、「平成23年度政策評価実施計画」の策定、「平成22年度政策評価実施計画」の変更に当たり同懇談会の開催を予定していましたが、東日本大震災の発生を受け、開催は行わず個別に意見聴取を行うこととし、その反映に努めました。

同懇談会の議事録等については、財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/index.html) で公表しています。

(参考) 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」メンバー (敬称略: 五十音順)	
浅利 慶太	劇団四季代表
伊藤 元重	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
牛尾 治朗	ウシオ電機株式会社代表取締役会長
大宅 映子	評論家
北城 恵太郎	日本IBM株式会社最高顧問
木村 陽子	財団法人自治体国際化協会理事長
高木 勇三	公認会計士
田辺 国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 桂子	JT生命誌研究館館長
(座長) 西室 泰三	株式会社東芝相談役
山本 清	国立大学法人東京大学大学院教育学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

○参考指標 組5-4: 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の開催実績

(単位: 回)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催回数	3	3	3	3	2

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

施 策 組5-4: 各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

[平成22年度実施計画]

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価に関する調査、評価結果等に対応する国民の意見の集約などに取り組みます。

また、政策評価各府省連絡会議への出席等により、政策評価における政府全体の取組などに貢献していきます。

[事務運営の報告]

平成22年度においては、「政策評価担当者会議」を2回開催(平成22年4月、平成23年1月)するとともに、政策評価に関する法令・ガイドライン等を1冊にまとめた参考資料(平成22年7月)の各部局担当者への配付等を通じて、各部局が行う評価の支援等を行いました。

また、総務省が開催する「政策評価各府省連絡会議」や「政策評価各府省担当官会議」への出席等を通じて政策評価における政府全体の取組などの議論に参画しました。

施 策 組5-5: (財務省予算の) 政策評価と予算の連携強化

[平成22年度実施計画]

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度から、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位を対応させ、整理しています。

平成22年度においては、引き続き予算要求等への反映に資する評価の実施に努めるほか、平成23年度予算要求に当たっては、予算要求部局(各局課)、政策評価とりまとめ担当部局(大臣官房文書課政策評価室)及び予算とりまとめ担当部局(大臣官房会計課)が相互に連携した上で、政策評価結果の予算要求への確実な反映に努めます。

[事務運営の報告]

平成22年度においては、政策評価結果の予算要求等への反映に資する観点から、平成23年度予算要求に当たり、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が予算要求部局（各局課）から合同でヒアリングを実施するなど、引き続き相互に連携を図りました。

（2）効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

施 策 組5-6：効果的・効率的な組織・定員管理

[平成22年度実施計画]

財務省としては、これまでも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月閣議決定）において、平成22年度に1,328人を合理化することとしており、その着実な実施を図っていくこととしています。

また、「行政改革の重要方針」に示されている、簡素で効率的な政府を実現するため、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

平成22年度においては、平成21年7月に閣議決定された「平成22年度以降の定員管理について」における削減目標どおり、1,328人の削減を実施しました。

なお、平成23年度の定員の在り方を検討するに当たって、税関における治安対策の強化などの真にやむを得ない事情及び緊急性が認められる重要な課題に対処するための要員を措置する一方、そのために必要な要員数については、既存人員の振替、業務運営の効率化などにより確保することで、要員配置の重点化、効率化を図りました。

これらも踏まえ、平成23年度末定員は、行政需要が増大する中、71,609人と対前年比+13人となり、効果的・効率的な組織・定員管理を行うことができました。

○参考指標 組5-5：財務省の定員の推移

（単位：人）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
定 員	71,344	71,418	71,517	71,596	71,609

（出所）大臣官房文書課企画調整室調

施 策 組5-7：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

[平成22年度実施計画]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月閣議決定）に基づき設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上のため予算執行計画を策定し、その進捗管理を行うこととしており、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映していきます。

予算執行に当たっては、経理担当者会議を少なくとも四半期に1回以上開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、また、財務省本庁舎における財務本省と国税庁や、地方支分部局における合同庁舎のように同一敷地内に所在する複数の調達機関が、コピー用紙や文房具などの同一品目の物品の調達を行う場合については、可能な限りとりまとめを行い、一括して調達を実施する等、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保を図る一方で、既定経費の節減合理化による見直し及び予算執行実績の反映等に努めました。

平成23年度財務省所管の一般会計予算における行政経費の額は、前年度と比べて12億円減の1兆122億円となりましたが、これは、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月閣議決定）に資するため、既定予算を厳しく見直した結果によるものです。

○参考指標 組5-6：財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分）（単位：億円）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
行政経費	10,167	10,263	10,132	10,134	10,122

（出所）大臣官房会計課資料

（注1）行政経費とは、本省、財務局、税関及び国税庁の一般行政事務に必要な人件費及び事務費の合計である。

（注2）各年度の計数は、当初予算額（単位未満四捨五入）である。

（注3）平成19年度の計数は、20年度、21年度、22年度及び23年度との比較対照のため組替え掲記している。

一方、経費の効果的・効率的執行に当たっては、平成22年度についても、公共調達の効率化等に取り組むことで、一層の経費の削減に努めました。一例として、合同庁舎又は同一敷地内等に所在する複数の調達機関における庁舎の維持管理に係る各種の役務契約、物品等の調達契約について、管理官署等への集約化又は連名契約による一括調達等を引き続き推進し、より競争性の高い調達に取り組みました。同時に、経理担当者会議を年5回開催することで、経費削減等に関する周知徹底等を図り、経費のより効果的・効率的な執行に努めた結果、早急に対処すべき案件に対して経費を有効に活用することができました。

○業績指標 組5-1：経理担当者会議の開催状況（財務本省）（単位：回）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
開催回数	6	6	6	5	5	5

（出所）大臣官房会計課調

また、「予算編成等の在り方の改革について」に基づき平成22年2月に設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、平成22年3月31日に策定した「平成22年度財務省予算執行計画」に基づき計画的な予算執行を行い、当該執行管理等のため定例会合等を5回開催するとともに、財務省の事業の実態把握、当該実態の国民への積極開示及び納税者視点での検証のため、平成22年4月7日に策定した「行政事業レビュー行動計画」に基づき同年6月に公開プロセスを実施し、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映しました。（<http://www.mof.go.jp/procurement/approach/team/index.htm>）

❽ 施策組5-8：随意契約の見直し

[平成22年度実施計画]

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づきこれまでも可能なものから順次、公共調達の競争性及び透明性を確保し、真にやむを得ないものを除き、競争契約に移行しているところです。平成22年度においても、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

[事務運営の報告]

競争性のない随意契約は、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争性の高い契約方式（一般競争入札等）に順次移行しているところです。

平成22年度においても、引き続き競争性のない随意契約の縮減に取り組んでおり、平成23年度までに真にやむを得ないものを除き、すべての契約を競争性の高い契約方式に移行する予定です。

なお、競争性のない随意契約とした契約の説明責任を果たすために、競争性の高い契約方式に移行せず随意契約とした場合には契約内容、移行予定年限、移行困難な理由等を、また、競争性のない随意契約にやむを得ずよらざるを得ない場合には具体的かつ詳細な理由等を、平成22年度においては四半期ごとに財務省のホームページ上で公表しました。（<http://www.mof.go.jp/procurement/approach/zuikei/index.htm>）

◎業績指標 組5-2：契約案件のうち、競争性のない随意契約で契約した案件の割合の推移 (単位：%)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標	実績値
件数ベース	35.1	19.8	17.3	12.2	14程度	N. A.
金額ベース	54.2	39.9	40.6	19.2	23程度	N. A.

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 少額随契は除く。

(注2) 平成22年度実績値は、23年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実施計画に掲載予定。
財務省における随意契約の見直し状況

：http://www.mof.go.jp/procurement/approach/zuikei_review/index.htm

施策組5-9：行政事務・手続の簡素化・効率化等

[平成22年度実施計画]

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）において、各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月閣議決定）の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進することとされており、財務省においても、同閣議決定に基づき、積極的に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

財務省行政効率化推進会議（平成17年5月設置）において作成した「財務省行政効率化推進計画」に基づき、引き続き、公用車の削減、公共事業のコスト縮減など、行

政コスト削減に関する取組を推進し、行政の効率化の向上に努めました。

④ 施策組5-10：行政改革の推進

[平成22年度実施計画]

これまでに政府は、「行政改革の重要方針」等に基づき、特殊法人等改革、行政事務の電子化、規制改革、政策評価制度の導入など、行政改革の取組を進めてきました。平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)が施行され、この法律等に基づく具体的な措置が取られました。

また、平成21年12月には、独立行政法人と政府関連公益法人についての基本的姿勢及び見直しの視点を示した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月閣議決定)及び「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月閣議決定)が定められています。

財務省としても、こうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、今後とも積極的に行政改革に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

これまでに政府においては、「行政改革の重要方針」等に基づき行政改革の取組が進められました。平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行され、この法律等に基づく具体的な措置が取られました。

平成22年度において、独立行政法人については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが進められ、平成22年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が定めされました。

政府関連公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが進められました。

規制・制度改革については、「規制・制度改革に係る対処方針」等を踏まえ、見直しが進められました。

財務省としても、こうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、積極的に行政改革に取り組みました。

独立行政法人については、財務省所管の各法人の事務・事業について、事業の重点化や将来的な廃止の検討等の講すべき措置が「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に定められました。また、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局においては、不要資産の売却により平成22年度に28,561百万円の国庫納付を行うとともに、国立印刷局は簿価99,816百万円の不要資産の現物納付を行いました。さらに、国立印刷局の不要資産の売却による4百万円の国庫納付を平成23年度歳入予算に計上するとともに、造幣局においては、平成23年度に簿価1,117百万円の不要資産を現物納付することとしました。

政府系公益法人については、安定的継続的な事業の実施に必要と思われる規模を念頭に、保有資産の見直しを行った結果、(財)大蔵財務協会(16百万円)、(財)国有財産管理調査センター(203百万円)及び(財)塩事業センター(40,421百万円)に対して国庫納付を要請し、各法人からはこれに応ずる旨の回答を得、平成23年度歳入予算に計上する等しました。

規制・制度改革については、輸出申告を保税地域等への貨物搬入前に行えることとするための見直し等を行いました。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

施 策 組5-11：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

[平成22年度実施計画]

財務省は、財政当局として、予算編成、税制改正、関税改正、財政投融資編成の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

(注) この「平成22年度実施計画」は、平成22年度政策評価実施計画（22年3月策定、23年3月改訂）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成22年度政策評価実施計画（22年3月策定、23年3月改訂）のP156参照。

[事務運営の報告]

① 予算編成

政策目標1－1（P129）参照。

② 税制改正

政策目標2－1（P182）参照。

③ 関税改正

政策目標5－1（P315）参照。

④ 財政投融資編成

政策目標3－2（P221）参照。

【事務運営のプロセスの改善に係る取組】

政策評価の作業に際して、政策評価室から政策所管部局に対し詳細な作業依頼を行うとともに、昨年度に引き続き「政策評価担当者会議」を開催し、各担当者に作業上の留意点等について説明を実施しました。これにより、各担当者の理解が深まるとともに政策評価室と政策所管部局との連携が強化された結果、問い合わせの減少や双方での調整がスムーズに運ぶなど、業務の効率化に資することとなりました。

5. 平成21年度政策評価結果の組織運営への反映状況

(1) 政策の改善

① 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、評価の充実や国民に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成に努めました。（施策組5-1～組5-4参照）

② 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

イ 効果的・効率的な組織・定員管理

平成22年度においては、「平成22年度以降の定員管理について」における目標どおり、1,328人の定員合理化を実施しました。また、既存人員の振替、業務運営の効率化などを実施する一方、税関における治安対策の強化など真にやむをえない事情及び緊急性が認められる重要な課題に対処するための要員を措置する等、メリハリある組織・定員管理を行うことができました。

□ 経費の効果的、効率的執行

平成23年度予算においても、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算を確保しました。

執行については、経理担当者会議の開催を通じ、経費削減等に関する周知徹底等に努め、経費の効果的・効率的な執行に努めました。

特に、平成22年度においては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づき、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施しました。

ハ 行政事務・手続の簡素化・効率化等

「財務省行政効率化推進計画」に基づき、引き続き、公用車の削減、公共事業のコスト縮減など、行政コスト削減に関する取組を推進し、行政の効率化の向上に努めました。

二 行政改革の推進

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、積極的に行政改革に取り組みました。

③ 予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

イ 予算編成

政策目標1－1（P143）参照。

□ 税制改正

政策目標2－1（P185）参照。

ハ 関税改正

政策目標5－1（P320）参照。

二 財政投融資編成

政策目標3－2（P228）参照。

(2) 政策評価システムの運用の改善

目標の達成度をできるだけ定量的、的確に判断できるよう、「平成23年度政策評価実施計画」において、業績指標の見直しを行い、「平成22年度政策評価実施計画」（平成22年3月策定）に比べ、業績指標を1つ増設（新設11、廃止10）しました。また、メリハリをつけて、重点的に進める「政策の目標」の設定を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 行政改革に関する政府全体の主な取組

平成 11年4月 4月 12年7月 12月 13年1月 3月 12月 12月 14年3月 6月 15年3月 6月 16年2月 3月 6月 12月 17年3月 10月 12月 18年3月 6月 19年6月 19年12月 20年3月 21年3月 21年12月	<ul style="list-style-type: none">・国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（閣議決定）・行政コスト削減に関する取組方針（閣議決定）・新たな府省の編成以降の定員管理について（閣議決定）・行政改革大綱（閣議決定）・行政改革推進本部の設置・規制改革推進3か年計画（閣議決定）・特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）・公務員制度改革大綱（閣議決定）・規制改革推進3か年計画（改定）（閣議決定）・公益法人制度の抜本的改革に向けた取組について（閣議決定）・規制改革推進3か年計画（再改定）（閣議決定）・公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（閣議決定）・行政効率化関係省庁連絡会議の設置（関係省庁申合せ）・規制改革・民間開放推進3か年計画（閣議決定）・行政効率化推進計画（連絡会議取りまとめ）・今後の行政改革の方針（閣議決定）・規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（閣議決定）・平成18年度以降の定員管理について（閣議決定）・行政改革の重要方針（閣議決定）・規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（閣議決定）・国の行政機関の定員の純減について（閣議決定）・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律・規制改革推進のための3か年計画（閣議決定）・独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）・規制改革推進のための3か年計画（改定）（閣議決定）・規制改革推進のための3か年計画（再改定）（閣議決定）
---	--

22年6月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の抜本的な見直しについて（閣議決定） ・政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（閣議決定） ・規制・制度改革に係る対処方針（閣議決定） ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（閣議決定）
--------------	---

（2）政策評価に関する国全体の主な取組

平成 10年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革基本法 施行（中央省庁等改革の基本方針として政策評価機能の強化が盛り込まれた。）
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・国家行政組織法一部改正法等 施行（政策評価の根拠規定が盛り込まれた。）
13年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する基本方針（閣議決定）
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が行う政策の評価に関する法律 施行
17年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する基本方針（改定）（閣議決定）
19年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令 施行（規制の事前評価が義務付けられた。）
22年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令 一部改正（租税特別措置等の評価に関する規定が盛り込まれた。） ・政策評価に関する基本方針 一部変更（同上）

7. 今後の組織運営に反映すべき事項

（1）今後の方針

組織運営の方針5 政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-1 「平成21年度政策評価書」の作成・公表

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-2 「平成23年度政策評価実施計画」の策定・公表

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-3 学識経験者等の知見の活用

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-4 各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-5 (財務省予算の) 政策評価と予算の連携強化

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-6 効果的・効率的な組織・定員管理

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-7 必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

施 策 組5-8 隨意契約の見直し	引き続き推進	改善・見直し	廃止
施 策 組5-9 行政事務・手続の簡素化・効率化等	引き続き推進	改善・見直し	廃止
施 策 組5-10 行政改革の推進	引き続き推進	改善・見直し	廃止
施 策 組5-11 予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用	引き続き推進	改善・見直し	廃止

(注) 「施策 組5-9：行政事務・手続の簡素化・効率化等」については、「平成23年度政策評価実施計画」において、「施策 組5-7：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行」に統合している。

(2) 企画立案に向けた提言

① 政策の改善

イ 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、評価の充実や国民に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成等に努めます。

□ 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

(a) 効果的・効率的な組織・定員管理

平成23年度以降も、定員合理化に取り組み、その着実な実施を図るとともに、限られた定員の中で、効果的・効率的な組織運営を図るため、新たな行政需要への対応も含め、不断の見直しを行い、組織の質的改善に取り組んでいきます。

(b) 経費の効果的、効率的執行

平成23年度以降も、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努め、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、予算執行についても、財務省予算監視・効率化チームの定例会合等の開催を通じ、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上に努めています。

(c) 隨意契約の見直し

平成23年度も、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づき、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

(注) 「随意契約の見直し」については、平成23年度政策評価実施計画においても、重点的に進める施策としている。

(d) 行政改革の推進

平成23年度以降も、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び諸般の具体的な措置方針等に沿って、関係省庁等との協力を図りつつ、積極的に行政改革に取り組んでいきます。

ハ 財政当局としての政策評価の活用

(a) 予算編成

政策目標1－1（P144）参照。

(b) 税制改正

政策目標2－1（P198）参照。

(c) 関税改正

政策目標5－1（P322）参照。

(d) 財政投融資編成

政策目標3－2（P248）参照。

② 政策評価システムの運用の改善

目標の達成度をできるだけ定量的、的確に判断できるよう、新たな業績指標の設定等について、引き続き検討を進めていきます。